

譲渡基準チェック表

以下の基準のうち、適合するものにチェックを入れてください。

一つでも該当しない場合、譲渡はできません。

- 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、石川県動物の愛護及び管理に関する条例等の法令に現に違反しておらず、遵守できること。
- 一人暮らしではない18歳から60歳までの者であり、運転免許証等本人が確認できる書類を提示できること。
ただし、一人暮らしの者又は61歳以上の者であっても、万が一継続して飼育することができなくなった場合に代わって飼育することのできる18歳から60歳までの親族、知人等を後見人として定め、当該後見人から後見人承諾書を提出できる場合はこの限りではない。
★ 犬猫の平均年齢:猫 16年、犬 15年 ★人の健康寿命:男性 72 歳、女性 75 歳
- 動物を飼育することについて、同居人全員の同意を得ていること。
- 時間的・経済的余裕があり、動物を終生にわたり適正に飼育管理できること。
万が一継続して飼育することができなくなった場合に備えて、代わって飼育することのできる親族、知人等を選定すること。
★ 生涯費用:猫 150 万円位、犬250万円位
- 動物を適正に飼育管理できる環境であり、近隣の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと。
- 動物が飼養できない場所への転居の予定がないこと。飼育場所が集合住宅もしくは借家の場合、動物の飼育が承認されていることが規約等の文書で提出できること。
- 譲り受けた動物を営利や広告等に利用しないこと。
- 現に犬を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
 - ・狂犬病予防法に基づく犬の登録・予防注射等を実施していること。
 - ・繁殖制限措置を講じていること。
 - ・疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
- 現に猫を飼育している場合は、以下の項目に該当すること。
 - ・室内のみで飼育していること。
 - ・繁殖制限措置を講じていること。
 - ・疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等の日常的な健康管理を行い、必要に応じてワクチン接種を行っていること。
- 現に飼育中の犬と猫の合計が2頭以下であること。 (裏面に続く)

- 譲り受けた動物について、人に危害や迷惑を加えないように管理すること。ただし、猫については室内のみで飼育すること。
- 譲り受けた動物が道路、公園、広場等に糞をしたときは自宅に持ち帰る等し、近隣の生活環境に配慮すること。
- 譲り受けた動物にはマイクロチップを装着し、所有者を明示すること。
- 譲り受けた犬については、狂犬病予防法に基づく犬の登録と予防注射を実施し、鑑札と注射済票を犬に装着すること。
- 譲り受けた動物の繁殖を防ぐため、動物の不妊去勢手術を適切な時期に行うこと。ただし、不妊去勢手術に耐えられる体力を有しない老齢の動物、疾病にかかっている動物等の場合は、不妊去勢手術に代わる確実な繁殖制限措置を行うこと。
- 県が実施する譲渡動物に関する調査等に積極的に協力すること。
- 迷子(又は負傷)の動物を譲り受けた場合で、本来の飼い主が判明したときは、本来の飼い主に返還すること。